



2026年5月8日

各 位

上場会社名 ダイハツインフィニアース株式会社
代表者 取締役社長 堀田 佳伸
(コード：6023 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 浅田 英樹
(TEL. 06-6454-2331)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第66回定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更につき、同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「2026年3月期 決算短信 4. その他(2) 役員の変動(2026年6月26日予定)」にて別途お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の職務執行の監査を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

(2) 移行の時期

2026年6月26日開催予定の第66回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款変更

(1) 変更の目的および要旨

- ① 上記1.「監査等委員会設置会社への移行」に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- ② 取締役会の監督機能の強化および意思決定の実効性向上を図るため、取締役会の定数を見直すこととし、変更案のとおり定款第17条(員数)の変更を行うものです。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款整備の一環として、資本政策および配当政策に関する意思決定の機動性を確保するため、会社法第459条第1項の規程にもとづき、剰余金の配当等を取締役の決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第31条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものです。
- ④ その他、上記の変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月26日(予定)

3. 監査等委員会設置会社への移行後の体制概要

監査等委員会設置会社への移行後の体制は、以下のとおりです。

なお、候補者については、本日付け「2026年3月期 決算短信 4. その他(2) 役員の変動(2026年6月26日予定)」をご参照ください。

- ・現在の当社の役員構成は、取締役10名、監査役3名の合計13名ですが、移行後の取締役は合計12名とし、監査等委員である取締役を3名といたします。
- ・移行後の監査等委員会の構成は、独立性・客観性をより明確に確保する観点から、全員を社外とする予定です。また、監査の実効性については、監査室が監査等委員会の事務局を担うほか、監査室の担当役員として、当社事業に精通し、財務・経理・リスク管理等の知見を有する者を配置する予定であり、内部監査部門、会計監査人および関係部門との連携により確保してまいります。

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行通り)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="text-align: center;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="text-align: center;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場</p>

は、取締役会の決議により定め、これを
公告する。

3 (条文省略)

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社における株主権行使の手続きそ
の他株式に関する取扱いは、法令または
本定款のほか、取締役会において定める
株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 11 条～第 16 条 (条文省略)

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当会社に取締役 15 名以内を置く。

(新設)

所は、取締役会の決議または取締役会の
決議によって委任を受けた取締役が定
め、これを公告する。

3 (現行通り)

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社における株主権行使の手続きそ
の他株式に関する取扱いは、法令または
本定款のほか、取締役会または取締役会
の決議によって委任を受けた取締役が定
める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 11 条～第 16 条 (現行通り)

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役 (監査等委員であるも
のを除く。)は、13 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、
5 名以内とする。

<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任</u></p>

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>3 前項のほか、取締役相談役を定めることができる。</p>	<p><u>した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>3 前項のほか、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役相談役を定めることができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対しその通知を発する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役に<u>対し</u>その通知を発する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>第 22 条 (現行通り)</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 23 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行通り)</p>
<p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第26条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>第 30 条</u> <u>監査役会の招集は、会日から 3 日前までに各監査役に対しその通知を発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 前項のほか、監査役会の運営は、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 31 条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 32 条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 33 条</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

(新設)

(常勤の監査等委員)

第 27 条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(新設)

(監査等委員会)

第 28 条 監査等委員会の招集は、会日から 3 日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(新設)

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計算

第 6 章 計算

(事業年度)

(事業年度)

第 34 条 (条文省略)

(新設)

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 (条文省略)

(新設)

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年

9月30日を基準日として中間配当をす

ることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 37 条 (条文省略)

(新設)

第 30 条 (現行通り)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当社は、剰余金の配当等会社法第

459 条第 1 項各号に掲げる事項につい

ては、法令に別段の定めのある場合を

除き、取締役会の決議によって定める

ことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 (現行通り)

2 当社の中間配当の基準日は、毎年

9月30日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金

の配当をすることができる。

(削除)

(配当金等の除斥期間)

第 33 条 (現行通り)

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除
に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規
定により、取締役会の決議をもって、第
66回定時株主総会終結前の行為に關す
る同法第423条第1項の監査役（監査
役であった者を含む。）の損害賠償責任
を法令の限度において免除することがで
きる。